

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設を総合的に整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和7年2月17日提出

霧島市長 中 重 真 一

（提案理由）

木原地区住民の利便性の向上、地域の活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書

鹿児島県 霧島市国分郡田 木原辺地  
(辺地の人口 122人 面積 3.0km<sup>2</sup>)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
霧島市国分郡田
- (2) 地域の中心の位置  
霧島市国分郡田字下木原3669番3
- (3) 辺地度点数  
106点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、市街地の東に位置する山間の集落である。

本地区への公共交通機関の乗入れは国分ふれあいバスの往復2便しかなく、市街地をはじめ、市役所、医療機関、商業施設、郵便局等への交通手段は、自家用車に頼らざるをえない状況にある。

(1) 道路・橋梁

市道木原～年之神線は、これまで狭小な道路の解消を図ってきたものの一部が未整備となっている。未整備区間は、畜産業、林業、茶農家等の大型車両が一般車両と離合する際の安全性に欠けている状況にある。また、降雨時には浸食により法面や路肩が崩れ、災害が発生しやすいため、防災上の観点からも適切な対応が望まれている。

このため、本事業を行うことにより、交通の安全性の確保や集落間の移動時間短縮が図られるとともに、災害面での不安が解消されることにもつながり、地域住民の利便性の向上や生活の安定化だけでなく、地域の活性化に関しても期待できる。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位 千円)

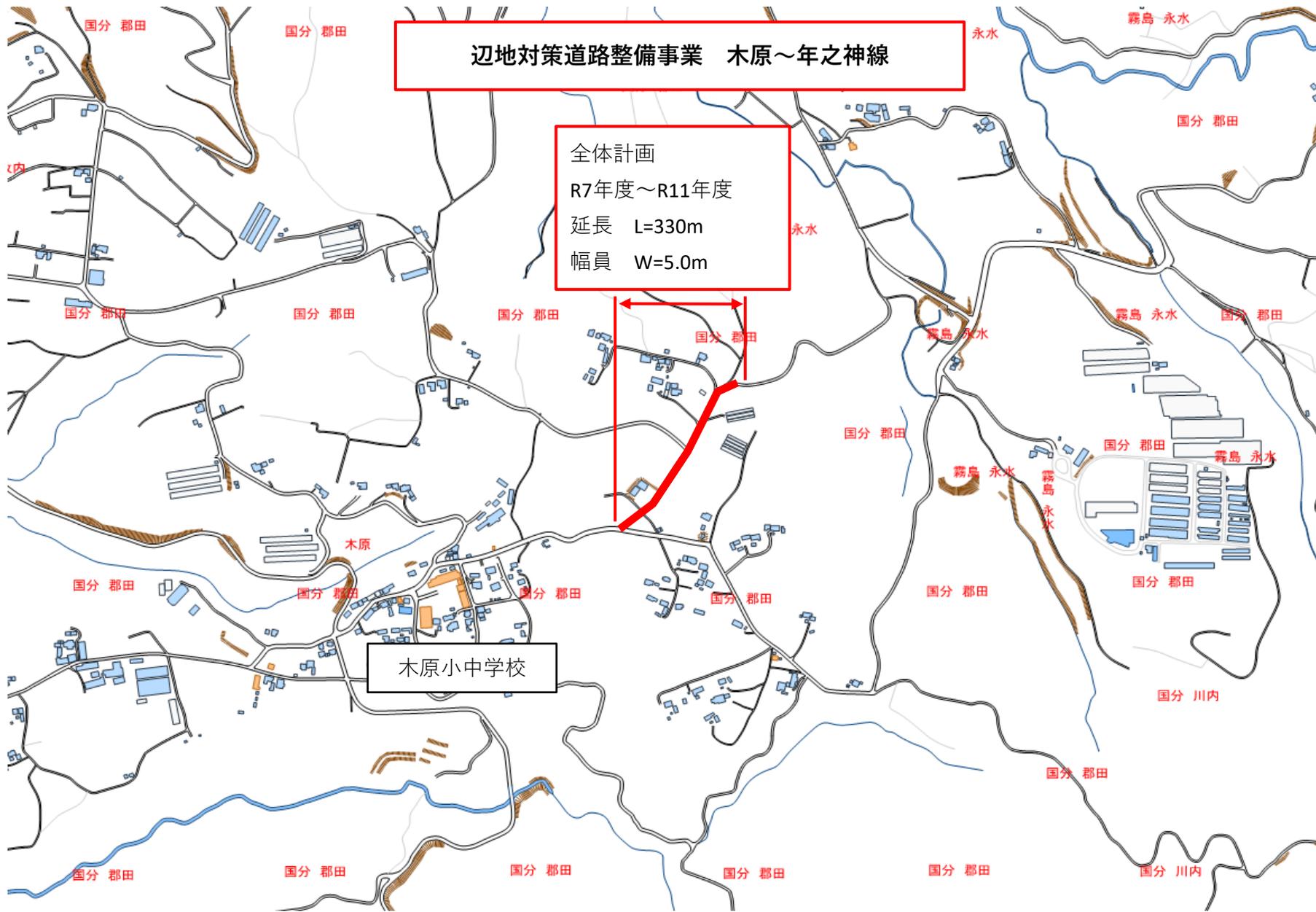
施設名	区分 事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路・橋梁	霧島市	100,000	0	100,000	100,000
合 計		100,000	0	100,000	100,000

# 位置図

辺地対策道路整備事業 木原～年之神線

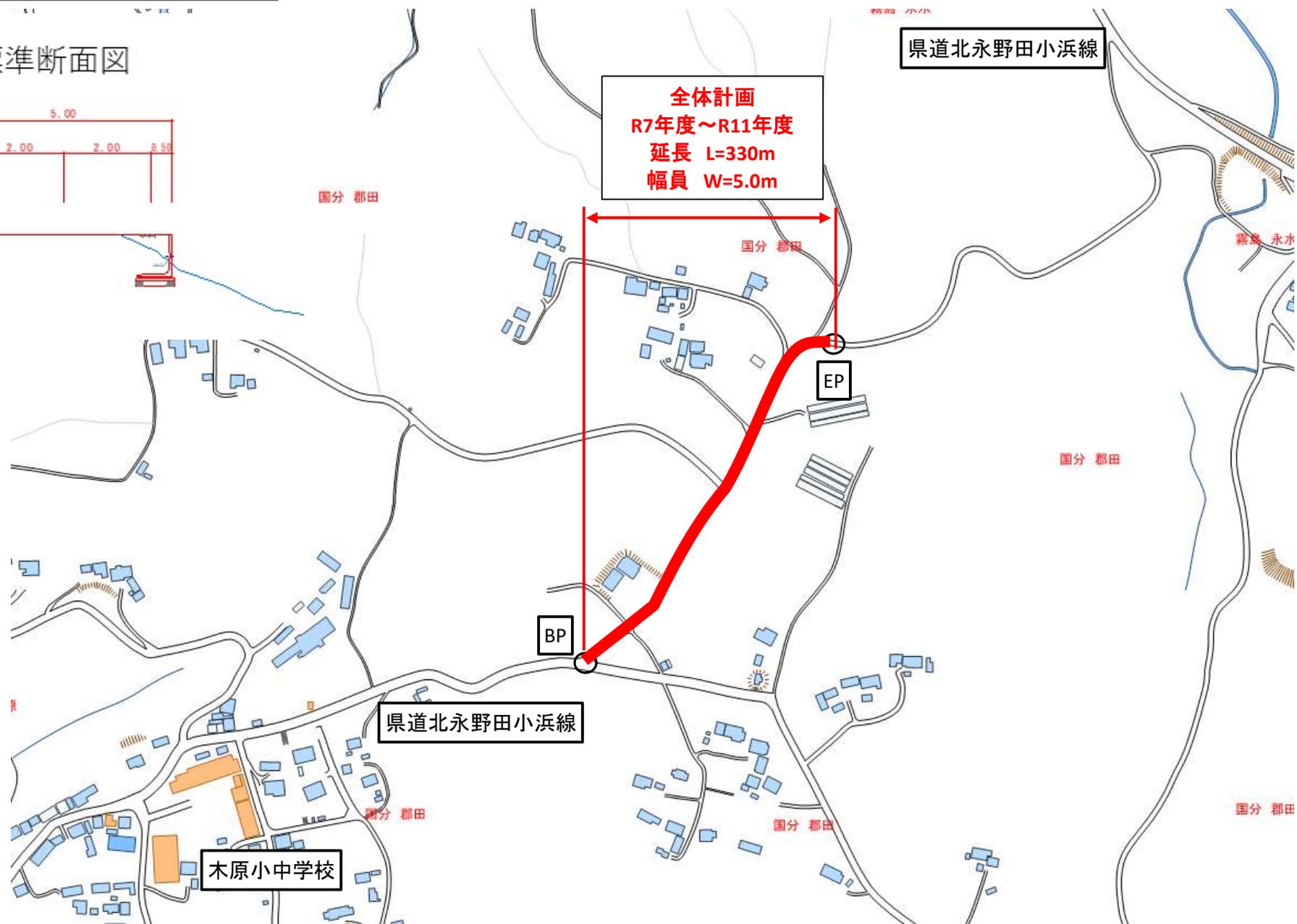
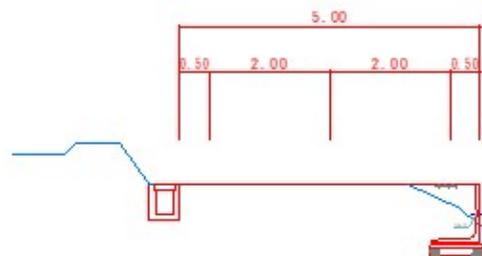
全体計画  
R7年度～R11年度  
延長 L=330m  
幅員 W=5.0m

木原小中学校



辺地対策事業 木原～年之神線  
道路改良工事 令和7年度～令和11年度

標準断面図



全体計画  
R7年度～R11年度  
延長 L=330m  
幅員 W=5.0m

県道北永野田小浜線

県道北永野田小浜線

木原小中学校

国分 郡田

国分 郡田

国分 郡田

国分 郡田

国分 郡田

国分 郡田